

スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止と対応

NPO法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク 理事 徳永 恭子

1 どういうことがセクシュアル・ハラスメントに当たるのか？

スクール・セクシュアル・ハラスメント（以後スクール・セクハラという）は、性的な冗談、からかい、軽口、ちょっとした身体接触などの軽度のものから、犯罪に至るまで様々な形態がある。法に触れる暴言、暴力、脅迫、騙しを伴うものもある。暴力的意味合いを持つものを性暴力と呼んでいる。セクハラは、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場所で起こる。特に、スクール・セクハラは、児童・生徒同士、教職員と児童生徒、部活の顧問と生徒間、教職員と保護者、教職員同士、教育実習生と教職員などあらゆる関係で起こりうる。スクール・セクハラと名前が付くことから、学校でももちろん起こるが、塾、学童クラブ、地域のスポーツクラブなどでも起こる。それを総合してスクール・セクハラと呼んでいる。

2 実際の子どもの被害のケースは？

2023年6月に中学校教員が女子生徒のスカート内にスマホを差し出し、下着を撮影するという事件が報道された。9月には、東京都の現職校長が勤務先の中学生女子のわいせつ画像を所持していたことが発覚し、逮捕され、教育界は驚愕した。同じ年12月には、勤務する中学校の男子生徒に性的な画像を送らせ、発覚して男性教員が逮捕された。またバトンチームの指導者が10代の選手に自宅で性加害をしたことが判明し、逮捕された。児童福祉施設の職員が10数人の幼児にわいせつ行為をして、その画像をSNSに投稿するとい

う事件が起きた。2024年2月には、男性教員が中学生男子に学校のトイレでわいせつ行為をして、逮捕されたが、その後その教員は自殺するという痛ましい結果になった。その時の被害男子は周囲から中傷を受け、被害者は周囲の人物に対して損害賠償を請求した。

いくつか新聞記事を紹介したが、ここからわかるように、被害対象は、幼児から小・中・高の男子、女子になっている。ジャニーズの事件の影響もあってか、これまで不可視されてきた男子の被害が公表されるようになった。加害教員も自校教員だけでなく塾講師、地域の指導者までいる。しかし新聞報道されたのは、氷山の一角である。事件になった、逮捕されたものだけでも後を絶たないが、被害者が被害のことを言わない、言えない、公表できない、公表しないなど、事件は多数ある。また、記事を見ただけでも、二次被害が起これば損害賠償、裁判にまで進展するという事件の複雑性も垣間見られる。

3 スクール・セクハラにはどういうパターンがあるのか？

スクール・セクハラには、8つのパターンがある。①身体的接触型…体育の指導、生活指導などと称して体に触る ②犯罪型…キス、性行為、盗撮などは性犯罪に当たり懲戒処分を受ける ③視覚型…本人の許可なく写真を撮る、水着姿などのポスターを学校内にはる ④プライバシー侵害型…生理の日を聞く、結婚や性体験の有無を聞く ⑤スマホ利用型…裸の写真を送らせる、SNSを利用して性的

な画像を拡散する ⑥からかい型…身体的特徴をからかう、わいせつな話題で周囲の反応を見る ⑦懲罰型…懲罰として裸にさせる、下着姿で運動場を走らせる ⑧ジェンダー型…女だから、男だからと決めつける、女子だけに接待などの仕事をさせる

以上、日常の生活を振り返ると、様々のリスク的要素がある。無意識にやっている行動も含まれるし、意図的の行為もある。これらの行動は、指導熱心か、指導の行き過ぎか、など論争になり、指導とセクハラとの境界性は難しい。

文科省は、セクハラは、「相手を不快にさせる性的言動」と規定しているから、指導者側の熱心のあまりなどという言い訳は通用しない。指導者側の意図より、相手がそのことで「不快になるかどうか」がその基準になる。その点の発想の切り替えが必要である。教職員の言動が、本当に指導に必要なか、他の方法はないか、などの教職員の指導の工夫が必要である。ちなみに文科省の2023年度の発表によると、全国で教職員の処分者は242人で、

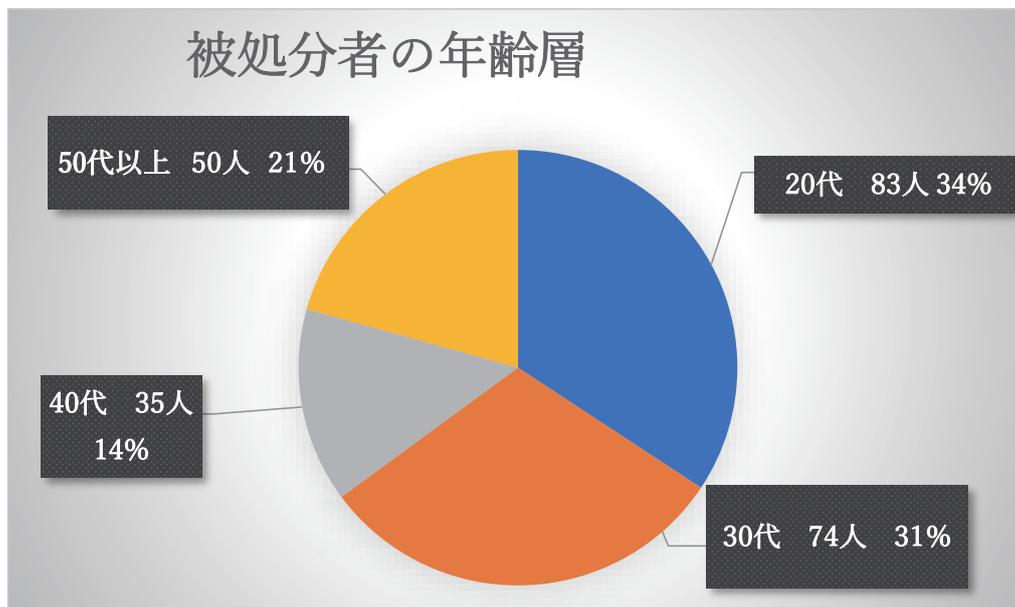
被害に遭った対象は、自校の児童生徒や卒業生が多くを占めている。

ちなみに2023年度文科省発表の被処分者の年齢層の調査結果を見てみる。

4 被害に遭った子どもは、被害を訴えることができるのか？

被害に遭って、「怖かった」「気持ち悪かった」など保護者や教職員に訴える子どもも一定程度いる。しかし、ほとんどの子は訴えることができず、沈黙という選択をする。子どもは、「油断した自分が悪かった」「人に言うのは恥ずかしい」「被害に遭ったと言っても信用してもらえない」「自分が怒られる」など、様々の心理状況になる。自責感、混乱、恐怖、羞恥心、不安感などにさいなまれ、かなりの子が被害を訴えられない。だから大人の被害者以上に、子どもの性被害は暗数が多いと言われる。子どもは、「助けて、苦しい」と言えずに、そのままケアもされずに、トラウマを抱える。成長していく過程でも、不安感、恐怖感、不信感がぬぐえず、内面に不安定要素

性犯罪・性暴力に係る懲戒処分等の状況(教育職員)



※文科省の発表をもとにグラフ作成

をかけながら生活することになる。学校や家庭で、問題行動が多いなどの心配している子どもに、教員や保護者からそういう経験はないかと尋ねてみるなど、問題行動の背景の一つの要因として検討する必要もある。

5 SNS に起因する事件をよく新聞で見 るのだが？

SNS に起因した事件は年々増加しているが、警察庁の発表によると、2023年で18歳未満の子どもで SNS に関連した被害を受けた事件は全国で1665件ある。2019年の2082件をピークにして、少しずつ全体数は減少しているが、小学生だけは10年前より5倍も増えている。1665件のうち中学生・高校生の被害は、中学生・高校生とも700人を超えるが、小学生の被害は急増して139人になっている。1665件の事件のうち、加害者との接触は、60%以上がX(旧ツイッター)やインスタグラムを利用している。SNS利用は、70%以上が子どもから加害者に投稿している。

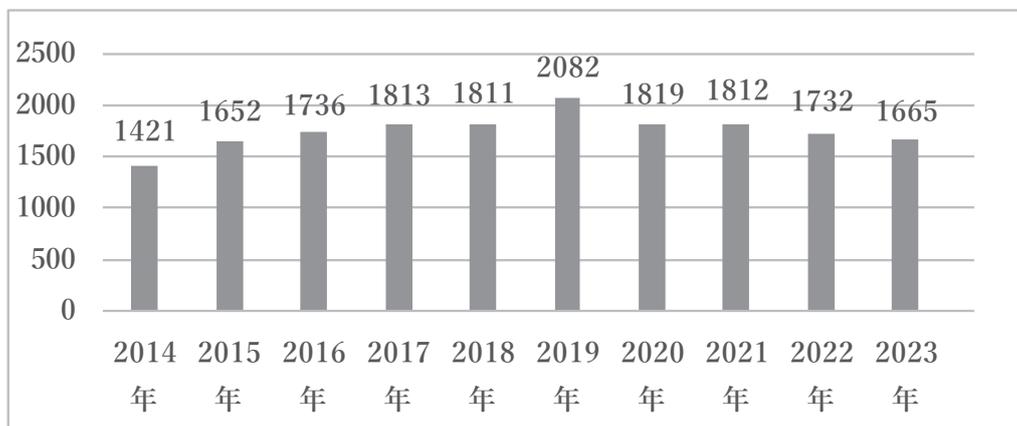
警察庁の調査によると、18歳未満の子どもの性被害数は全国で4418件あり、不同意性交罪になった事件が709件、不同意わいせつ罪になった事件が1694件あった。全体の性

被害4418件のうち、SNS を利用した性犯罪が減少しないことに注目していく必要がある。加害者が逮捕された罪名には、不同意性交罪、不同意わいせつ罪のほか、児童福祉法、児童ポルノ法、児童買春罪、青少年育成条例違反、性的姿態撮影罪などがある。しかし、加害者が逮捕され、処罰されるのは氷山の一角で、加害者は法的にも処罰されずに、被害にあった子どもは何もケアされずに放置されている現実を見る必要がある。

また、加害者に騙されて裸の写真を送ったり、同意のない裸体や性的な撮影、動画をもちいて脅されたりするデジタル性暴力も増えている。街頭でモデルにならないかと声を掛けられ、サインをさせられ、気が付いたらアダルトビデオの出演だったという悪質な犯罪にも子どもは巻き込まれている。



SNS に起因する18歳未満の性犯罪事件の推移



※警察庁の発表をもとにグラフ作成

6 グルーミング罪とはなに？

子どもに近づき、徐々に信頼関係を作り、その信頼感を巧みに利用して子どもに性的接触を図る行為を、手なづけ行為ーグルーミング行為ーという。グルーミング行為には、3つのパターンがある。①SNSなどライン上で、趣味の話や友だち募集、悩み相談をしながら、実際に会って性暴力をする ②面識のある間柄で、勉強を見てあげる、相談に乗ってあげるなど言葉巧みに近づき性暴力をする ③面識のない間柄で、公園などで一緒にゲームしよう、猫を見せてあげるなどと近づき性暴力をする。

スクール・セクハラの場合、教職員によるグルーミング行為が多くみられる。「放課後勉強を見てあげる」「先生の手伝いをして」などと子どもに働きかけ、「自分は特別だ」という優越感を子どもに与えたり、親密感を持たせたりしながら、セクハラ、性暴力に至るケースがある。孤独感や罪悪感を利用する場合もある。学校の中でも死角や密室を作らない等の日常的な注意が必要である。男子も被害に遭うことや子ども同士の被害加害があるということも念頭に置いておきたい。

7 子どもはどこから性情報を得ているか？

包括的性教育が必要である。

2020年に発表された子ども若者白書(内閣府発表)を見てみると、情報を得ている第一位は、女子も男子も、友人、先輩である。学校で得ているのは、女子で2位、男子は3位である。漫画、雑誌、インターネット、ポルノ雑誌、交際している人、AVなどが5位までに出ている。先輩、友人などから得た伝聞、噂話が多い。ポルノ雑誌、ネット上の画像などから暴力的

な表現で情報を得ていることに驚愕する。ネット上の文字情報も断片的で興味本位の内容になっていて、子どもは商業的な性情報に取り囲まれている。学校は、子どもたちに、人権尊重にもとづいた、ジェンダー平等に配慮した、科学的な性情報を与えることができているのだろうか、とても疑問に感じる。指導要領には、「性交」は教えてはいけないとなっているが、子どもたちはこのような商業ベースの不確かな性情報で「性交」を知る。相手を尊重しない、暴力的で、避妊や性感染症のことも知らせない「性交」に触れるのである。

性を権利として考えること、暴力を排除した安全な性的関係であること、人権・文化を基礎にしたものであること、人間の体と心の成長を科学的に伝えること、様々のセクシュアリティと性的行動があること、性と生殖に関する健康が守れること、などの内容を含んだ「包括的性教育」を真剣にかつ急務として考えていく段階にある。

8 セクハラを未然に防ぐには？

- ① 人権に敏感になる。日々の子どもの言動、教職員の言動が人権侵害の側面を持っていないか？偏見、性差別、セクハラになっていないか、日々点検が必要である。
- ② 「NO」と言える雰囲気を作ると日常的に作る。子どもが嫌だなと感じたことを率直に言える雰囲気を作る。「いやだ」と言ったとききちんと理由を聞くことが大切である。
- ③ プライバシーの保護が大切である。個人的なことを無理やり聞かない、必要のない身体に触れることを避ける。子どもたちの率直な感情の発露は認める。
- ④ 人と人との境界線を守る。自分と他人を分けている線があることを日常的に教える。

関係性によっても境界線は違うので、場面、関係によって、違うことをつかむようにする。

- ⑤ タッチには、いいタッチと悪いタッチがあることを伝える。楽しい、温かい、安心できるタッチと、痛い、怖い、気持ち悪いタッチがあることを日常的に伝える。
- ⑥ 学校内にできるだけ死角を作らない。大人は密室内で子どもと接触しないように気を付ける。
- ⑦ スマホとの付き合い方を教える。情報教育でもあるが、スマホの利用は便利さがあるが、リスクや依存性もあることを伝える。
- ⑧ 自分を助けてくれる人がいることを教える。困ったときや悩んだときは、保護者や教員だけではなく、誰に相談することは自分で選べる。
- ⑨ 性的な言動には同意が必要なことを伝える。同意とは何かを性的な意味だけでなく、日常的な行動に必須であることを教えていく。

9 事件が起きた時にはどういう対応が必要か？

- ① 二次被害が起こらないよう最善をつくす。子どもの被害についての相談を聴くとき、「本当のこと?」「気にしないで」などと疑問を挟むような聞き方はしない。
- ② 被害を聞くときは、誘導、決めつけ、暗示をかけるような姿勢で聞かない。事実だけを冷静に聞くようにする。
- ③ 被害の話を聞くときは、被害者本人の承認を取ったうえで、記録を取る。後で解決するときに必要になることがある。また思い違い、記憶の混乱もあることなので、それを前提に話を聞く。
- ④ 事件が起きた時は、チームを作り、集団で

対応する。また管理職がどういう役割をするかも確認しておく。被害者と加害者が同じ学校にいるときは、別々の人が話しを聴くようにする。相談を受けた人が一人で抱え込まないようにする。

- ⑤ 誰と相談が必要か、医者への対応が必要か、など被害者本人の意思や状況を確認しながら実行する。
- ⑥ 事件が発覚したら、教育委員会、保護者、警察などとの連絡を密にする。
- ⑦ 学校内で事件に対応できないときは、警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、法テラス、児童相談所など外部との連携を取るようにする。
- ⑧ 中長期的な対応が必要な場合もある。被害者と加害者との分離を図ることも必要になるケースもある。被害者がPTSDを残すこともあるので、長期的な医療的な対応も必要になる。また進学、進路についても相談にのらなければならないこともある。

◎プロフィール◎

徳永 恭子 (とくなが きょうこ)

- ・ NPO法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク 理事
- ・ 都内私立大学研究所 研究員
- ・ 元東京都小学校教員
- ・ 元親と子と教職員の教育相談室 相談員
- ・ 性暴力救援センター支援員、DV相談員を長年経験する